

令和5年度～令和6年度

旭川農業水利事業

新上堰頭首工ゲート設備製作据付（その2）工事

特別仕様書

東北農政局 旭川農業水利事業所



## 2 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

- (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。
- (2) 現場据付の工事期間には雨天、休日等50日を見込んでいる。  
なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇である。

## 3 現場技術員

本工事は、共通仕様書（施）第1章 1-1-11に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

## 4 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工期：令和5年10月23日から令和7年2月25日まで

(余裕期間：契約締結の日から令和5年10月22日まで)

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

## 第4章 現場条件

### 1 関連工事等

受注者は、次に示す隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

- (1) 旭川農業水利事業 新上堰頭首工ゲート設備製作据付工事  
(令和4年12月6日～令和7年2月25日)
- (2) 旭川農業水利事業 新上堰頭首工改修その他工事  
(令和5年7月12日～令和7年3月10日)

### 2 搬入路

現場への搬入路は、20t吊ラフテレーンクレーンの進入が可能である。

### 3 第三者に対する措置

#### (1) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合

は監督職員と協議するものとする。

## (2) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

## 4 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

共通仕様書（土）3-2-2一般事項1 施工計画（2）において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

## 第5章 提出図書等

### 1 承諾図書

共通仕様書（施）第1章1-1-6に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の始期から60日以内に提出するものとする。期日までに提出が困難な場合は監督職員と協議するものとする。

また、承諾・不承諾は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。

### 2 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し又は回復等の処置を講ずるものとする。

## 第6章 仮設

### 1 工事用電力

撤去・据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

### 2 工事用道路

関連工事により造成した工事用道路を使用するものとする。

### 3 除雪

除雪工は関連工事を実施することとし、本工事には計上していないが、局所的な除雪等本工事での除雪が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

## 第7章 工事用地等

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別途監督職員が指示する。

なお、工事用地等は関連工事と調整の上使用するものとする。

## 第8章 貸与する資料等

本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。

- 1 資料名 令和元年度～令和2年度  
旭川農業水利事業 新上堰頭首工実施設計業務報告書  
令和3年度 旭川農業水利事業  
黒沢川頭首工他補足設計その他業務報告書
- 2 貸与期間 工事契約から工事完成まで
- 3 返納場所 旭川農業水利事業所
- 4 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

## 第9章 試運転調整

本工事で実施する電気設備を含めた試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）は発注者において負担する。

なお、試運転調整の実施に当たっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。

## 第10章 設計

### 1 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

### 2 設計諸元

本ゲート設備の設計諸元は、次のとおりとする。

#### (1) ゲート設備

##### ア 洪水吐ゲート設備

項目	2号洪水吐ゲート
ゲート形式	ステンレス鋼製起伏ゲート
純径間×扉高	20.000 m×2.200 m
門数	1門
ゲート敷高	EL43.600 m
設計水位前面	EL46.300 m
設計水位後面	EL43.600 m
操作水位前面	EL46.300 m

操作水位後面	EL43.600 m
堆砂高	0.000 m
水密方式	前面三方ゴム水密
駆動方式	油圧シリンダ後方支持
操作方式	自動倒伏及び機側、遠隔、遠方操作
動力	電動
起立時間	15分以内
起立角度	水平に対して60°

### 3 材 料

- (1) 主要材料は、JIS規格品又は同等品以上とする。
- (2) 構造計算の結果、決定する使用材料は、製鉄所のミルシート又は引張試験成績書等を提出し、監督職員の承諾を受けるものとする。

#### 洪水吐ゲート

材料名	規 格	適 用
ステンレス鋼板	JIS G4304	扉体本体、ゴム押板、 戸当金物水密板・側板、 シリンダーラム
ステンレス鋼板	JIS G4304	ローラ
ステンレス棒綱	JIS G4303	ローラ軸

## 第11章 構造及び製作

### 1 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」及び第4章「水門設備」によるものとする。
- (2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」及び第4章「水門設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書（施）第4章「水門設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。
- (4) 水門設備の主要部は運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。

### 2 ゲート設備

#### (1) 扉体

- ア 扉体、側部ゴム押さえ並びに取り付けボルト・ナットはSUS304材、水密ゴムは合成ゴムとする。
- イ 扉体背面下部の開度発信器は水中形とし、ブラケットを設けるものとする。

ウ 扉体頂部にスポイラーを設けるものとする。

エ 扉体は3分割し製作工場から運搬を行い、現場で突合溶接を行う計画としている。

## (2) 戸当り

戸当りは、接水部はSUS304材、コンクリート埋設部はSS400材、下部ゴム押さえ及び取り付けボルト・ナットはSUS304材、水密ゴムは合成ゴムとする。

## (3) 開閉装置

ア 形 式	油圧ラムシリンダ (起伏ゲート用)	SUS304
イ 取 付 方 法	固定式	
ウ 定 格 圧 力	14MPa	
エ ラ ム 径	φ310	
オ ス ト ロ ー ク	1200mm	
カ 数 量	2本/門 (2点支持)	
キ 付 属 設 備	アブソコーダ発信器	

## 第12章 運転操作

### 1 運転管理

機側 (開閉機室内) 及び遠隔 (管理棟室内) における運転管理の内容は別紙-2「管理項目表」のとおりとする。

### 2 運転操作

水門設備の運転操作内容は、別紙-3「運転操作要領」のとおりとする。

## 第13章 電気通信設備

### 1 一般事項

(1) 高圧受変電設備、高低圧動力設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」に準ずるものとする。各設備、機器、器具ごとの仕様、適用規格等 (JIS、JEC、JEM 等) は、共通仕様書 (施) 並びに関係諸基準に準ずるものとする。

(2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。

### 2 設備概要

(1) 本水門設備の電気設備は、東北電力株式会社 200V (3相3線 200V 及び単相3線 200-100V、50Hz) で受電するものとする (関連工事で施工予定)。

なお、東北電力株式会社との責任分界点は引込第1柱に設置する開閉器の一次側接続点とする。

(2) 本水門設備には、商用電源が停止又は規定電圧より降下した場合に自動的に発電 (三相3線 200V) し、対象負荷に電力を供給する自家発電設備を設置する (関連工事で施工予定)。

なお、商用電源と自家発電とを自動的に切り換える装置を設けるものとする (関連工事

で施工予定)。

## 第14章 塗 装

### 1 一般事項

- (1) 外注品の塗装仕様及び塗装色についてはメーカー標準仕様とする。
- (2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。
- (3) 扉体、戸当り及び開閉装置のステンレス部材並びにコンクリート埋設部材については塗装を行わないものとする。なお、ステンレス部材は、酸洗いを十分に行うものとする。

## 第15章 撤去・据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

### 1 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

### 2 据付基準点

本工事の据付基準点は、据付に先立ち監督職員が指示する。

### 3 機械設備

- (1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。
- (2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。
- (3) 扉体の据付に当たっては、損傷を与えないように、かつ機能を十分に発揮するように正確に据付なければならない。
- (4) 小配管設備の振動絶縁等が必要な所にはフレキシブルジョイントを設けるものとする。

### 4 電気設備

- (1) 配線、配管は、機器等への立上り部は、可とう電線管（ビニル被覆金属製）を使用する。
- (2) 機器等には、電気設備技術基準に適合した接地を設けるものとする。
- (3) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になるようにしなければならない。
- (4) 電気盤、電気設備用配管類の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震設計を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。

なお、電気盤については、日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設

計指針（JEM-TR144）」、電気設備用配管類については、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」を使用する。

また、耐震クラスは「電気設備計画設計技術指針」に示すSクラスとする。

- (5) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。
- (6) 機側操作盤は関連工事で更新することとしており、本工事においては更新した機側操作盤に接続するものとする。

## 5 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

### (1) 規格及び品質

本工事で据付時に使用する主要材料の規格及び品質は下記によるものとする。

#### ア コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スラブ <sup>°</sup> (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの 種類	使用目的
鉄筋コンクリート	24	12	25	55 以下	BB	二次コンクリート

### (2) 見本又は資料提出

次に示す工事事用材料は、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督職員に提出し承諾を得なければならない。

材料名	提出物
コンクリート	配合計画書、試験成績書
アンカーボルト	カタログ、試験成績書

## 6 現場発生材の搬出

既設設備の撤去に伴い発生した鋼材等（工事現場発生材）については、鋼材等の種別・数量をとりまとめたうえで共通仕様書（施）1-1-22に基づき現場発生材報告書を作成し、監督職員へ提出するものとする。

また、現場発生材については、別紙-4に示す位置に集積・保管するものとする。

現場発生材保管場所	住所
金沢中野揚水機場	秋田県横手市上内阿摩部 50-2

## 7 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工種ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

## 第16章 試験及び検査

### 1 中間技術検査

- (1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- (2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- (3) 契約図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- (4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- (5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。

### 2 既済部分検査

受注者は、既済部分検査により確認した出来形部分の引き渡しは行わないものとし、引き渡しまで善良な管理を行うものとする。

## 第17章 施工管理等

### 1 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札公告による。

## 2 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書(施)による。

なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

## 3 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黑板情報の電子化を行うことができる。

黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

### (1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき記号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

### (2) 機器等の導入

ア 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

### (3) 黑板情報の電子的記入に関する取り扱い

ア 受注者は、(1)の機器を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取り扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」にするものとする。なお、上記アに示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

### (4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す、黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に

URL ([http://www.cals.jaic.or.jp/CIM/sharing/index\\_digital.html](http://www.cals.jaic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html))

のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

#### (5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

#### 4 情報共有システムについて

本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。

### 第 18 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- 1 設計諸元等条件変更に係るもの
- 2 関連工事との調整に係るもの
- 3 不可抗力によるもの
- 4 法・基準の改正に係るもの
- 5 第三者との協議に係るもの
- 6 歩掛調査・諸経費動向調査の追加に係るもの
- 7 遠方監視装置の追加に係るもの
- 8 安全施設の追加に係るもの
- 9 遠隔確認の試行に係るもの
- 10 戸当りの撤去に係るもの
- 11 制御装置の追加に係るもの
- 12 その他本仕様書に定めのないもの

### 第 19 章 公共事業関係調査に対する協力

受注者は、本工事が公共事業関係調査の対象となった場合、協力しなければならない。

### 第 20 章 その他

#### 1 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書（施）第 1 章 1 - 1 - 26 及び第 1 章 1 - 1 - 28 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R 又は DVD-R） 正副 2 部

#### 2 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

### 3 CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

### 4 ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、なんらかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。

ただし、原則として閉庁日は除く。

### 5 契約後VE提案

#### (1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

#### (2) VE提案の意義及び範囲

ア VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。

(ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

(ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

#### (3) VE提案書の提出

ア 受注者は、(2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書

- (施) 工事関係書類様式 6-1~4) に記載し、発注者に提出しなければならない。
  - (ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
  - (イ) VE 提案の実施方法に関する事項 (当該提案に係る施工上の条件等を含む)
  - (ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
  - (エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係
  - (オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
  - (カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- イ 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- ウ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- エ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

#### (4) VE 提案の適否等

- ア 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面 (共通仕様書 様式 6-5) により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。
  - イ また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
  - ウ VE 提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
  - エ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2 (設計図書の変更に係る受注者の提案) の規定に基づくものとする。
  - オ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条 (請負代金額の変更方法等) の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
  - カ 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額 (以下「VE 管理費」という。) を削減しないものとする。
  - キ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等) の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
  - ク 発注者は、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等) の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条 (請負代金額の変更方法等) 第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等) の条件変更が生じた場合の前記カの VE 管理費については、変更しないものとする。
- ただし、双方の責に帰することができない理由 (不可抗力、予測不可能な事由等) により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

6 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(3) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(4) 建設コンサルタントの出席

上記（1）、（2）及び（3）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-42））に記録し、相互に確認するものとする。

## 7 技術提案の履行

技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。

なお、機器の性能等、設計に関する技術提案を行った工事については、下記の「承諾図書」も対象とするものとする。

### (1) 施工計画書提出段階

施工計画書提出段階には技術提案の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置付けを明確にする。

ただし、提出する当該工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。

なお、現場条件等によって、技術提案の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容又は対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。

また、各技術提案における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。

### (2) 承諾図書提出段階

承諾図書提出段階には、技術提案の内容を承諾図書に確実に記載し、契約の位置付けを明確にする。

### (3) 工事実施段階

施工計画書及び承諾図書に記載した技術提案の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、工場又は現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。

### (4) 工事完成検査段階

工事完成検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。

## 8 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に2部を備え付けなければならない。

## 9 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。
- (3) 受注者は、当初契約締結後、(2) で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（別紙－5）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（別紙－6）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙－5）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。  
また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙－5）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

## 10 現場環境の改善の試行

- (1) 本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。  
なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2) ア（ア）～（カ）の設備・機能を満たすものとする。
- (2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

### ア 内容

受注者は、現場に以下の（ア）～（サ）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、（シ）～（チ）については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

#### 【快適トイレに求める機能】

- （ア）洋式（洋風）便器
- （イ）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （ウ）臭い逆流防止機能
- （エ）容易に開かない施錠機能
- （オ）照明設備

(カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- (ス) 擬音装置（機能を含む）
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

イ 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（ア）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（ア）～（カ）及び【付属品として備えるもの】（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

ウ 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

11 週休2日による施工

(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定されている場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施して

いる期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

ア 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

イ 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

ウ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

エ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記イの記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

オ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。

ア 補正係数

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率	28.5%(8日/28日) 以上	25%(7日/28日) 以上28.5%未満	21.4%(6日/28日) 以上25%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02
現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05

イ 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記アに示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただ

し、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7 法令遵守等」において、点数を10点減ずるものとする。

(6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数		
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
鉄筋工		1.05	1.03	1.01

## 12 週休2日制の促進

(1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

(2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

ア 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙－5に示す「4 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

### ○監督職員用

#### 【働き方改革】

週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。

若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

イ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3－1に示す「2 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

休日の確保を行った。

その他 [理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保を行った。]

○事業（務）所長用

工程管理に係る積極的な取組が見られた。

その他 [理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。]

ウ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加點評価する。

○事業（務）所長用

その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

13 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$$

※ 補正係数：1.2

#### 14 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。

(2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

#### 15 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

(1) 工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応について

受注者は、新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じ、工期内に工事が完成できないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 感染拡大防止対策にかかる費用の計上

受注者は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために次のような対策を実施する場合は、監督職員と協議するものとし、必要と認められた対策については、施工計画書に記載して確実に履行しなければならない。

ア 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用

イ 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用

ウ 遠隔確認やテレビ会議等のための機材・通信費

エ その他、感染拡大防止のために必要と認められる費用

#### 16 1日未満で完了する作業の積算

(1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

(3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。

(4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

(5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

## 第 21 章 定めなき事項

- 1 契約書、設計図面、及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
- 2 この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

## 別紙-1 工事数量表

工種・種別・細目	規格	単位	数量	備考
1 工場製作				
(1) ゲート設備				
ア ステンレス鋼製 起伏ゲート	純径間20.0m、扉高2.2m、 扉体、戸当り、開閉装置	門	1	2号洪水吐ゲー ト
(2) 付属設備				
ア 洪水吐油圧シリ ンダー取付用台枠		式	1	
(3) 工場塗装		式	1	
2 現場据付				
(1) 輸送費	工場製作品の輸送費	式	1	
(2) ゲート設備	扉体、戸当り、開閉装置	式	1	
(3) コンクリート打設	鉄筋コンクリート 24N-12-25 BB	m <sup>3</sup>	18	
(4) 付属設備	油圧シリンダ取付用台枠	式	1	
(5) 配線・配管		式	1	
3 既設設備撤去				
(1) 洪水吐ゲート	扉体、開閉装置	門	1	2号洪水吐ゲー ト
(2) 運搬費	既設構造物の運搬費	式	1	



## 「運転操作要領」

※本工事では、遠方操作を契約対象外とする。

### 1 運転監視操作の概要

#### (1) 運転監視操作

洪水吐ゲート、土砂吐ゲート及び取水ゲートは、機側操作盤または遠隔操作盤からの単独操作及び自動操作とする。

なお、将来は中央管理所から受益地区全体の主要施設を集中して操作を行う遠方監視操作を予定している。

#### (2) 運転監視操作の優先順位

運転監視操作の優先順位は、単独操作、自動操作の順とする。

### 2 運転監視操作の内容

#### (1) 単独操作

単独操作は、ゲートについて運転操作員がその動作を確認しながら運転する方式である。

#### (2) 自動操作

自動操作は、本線側水位計で洪水時水位EL=46.30mを検知した際に以下の順で操作が行われるようにする。

ア 土砂吐ゲート	: 全開
イ 川表取水ゲート	: 全閉
ウ 1号洪水吐ゲート	: 全倒伏
エ 2号洪水吐ゲート (施工対象)	: 全倒伏
オ 川裏取水ゲート	: 全閉

### 3 ゲートの動作

#### (1) 洪水吐ゲート (施工対象)

ア 計画取水水位EL=45.70mを保つように起立制御を行う。

イ 本川側水位計で洪水時水位EL=46.30mを検知した際に、商用電源時または停電時の場合にも自動的に倒伏するものとする。

ウ 自動操作が機能せず水位がEL=46.40mに達した場合は、自動倒伏装置により倒伏するものとする。

エ 洪水吐ゲート2門は同時起立できるものとする。

#### (2) 土砂吐ゲート

ア 平常時は、計画取水水位EL=45.70mを保つように開度調整する。

イ 本川側水位計で洪水時水位EL=46.30mを検知した際に、自動的に上昇するものとする。

#### (3) 川表取水ゲート・川裏取水ゲート

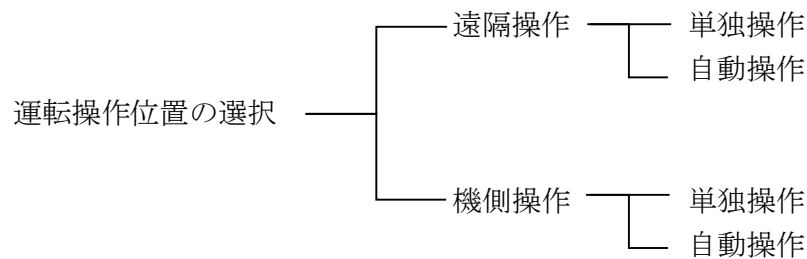
ア 平常時は、代かき期、普通期及び非かんがい期 (以下「各期」という。) の取水量に応じて取水ゲートの開度を単独操作により調整する。

イ 川表取水ゲートは洪水時に土砂ゲートが上昇開始と同時に自動的に下降するものとする。

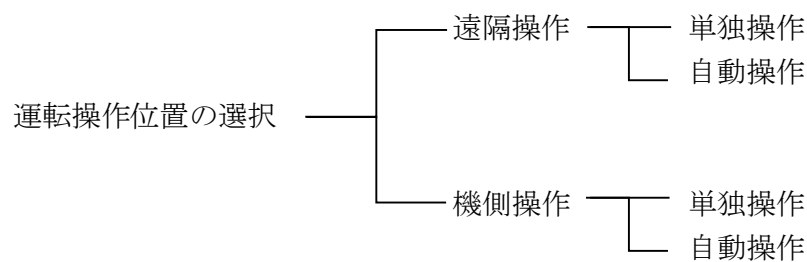
ウ 自動操作後においても、川裏取水ゲートの下流用水路水位計がEL=46.30mを検出している場合は川表取水ゲートの故障と見なし、川裏取水ゲートを自動的に降下するものとする。

#### 4 操作場所と運転監視操作

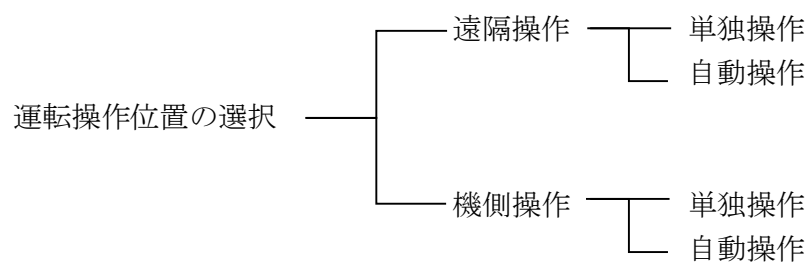
##### (1) 洪水吐ゲート (施工対象)



##### (2) 土砂吐ゲート



##### (3) 取水ゲート



#### 5 保護警報及び故障表示

異常状態を機側操作盤及び遠隔監視操作盤に表示すると共に、ベル警報を発するものとする。

##### (1) 洪水吐ゲート保護項目 (施工対象)

- ア 異常高圧
- イ 油圧異常
- ウ 油温異常上昇
- エ 油面異常低下
- オ MCCBトリップ
- カ 漏電

##### (2) 土砂吐ゲート保護項目

- ア 非常上限
- イ ロープ過負荷、弛み
- ウ 3E動作
- エ 接点溶着
- オ MCCBトリップ
- カ 漏電

##### (3) 川表取水ゲート保護項目

- ア 非常上限

- イ 開過トルク
- ウ 閉過トルク
- エ 3E動作
- オ 接点溶着
- カ MCCBトリップ
- キ 漏電

## 6 水位、流量の計測

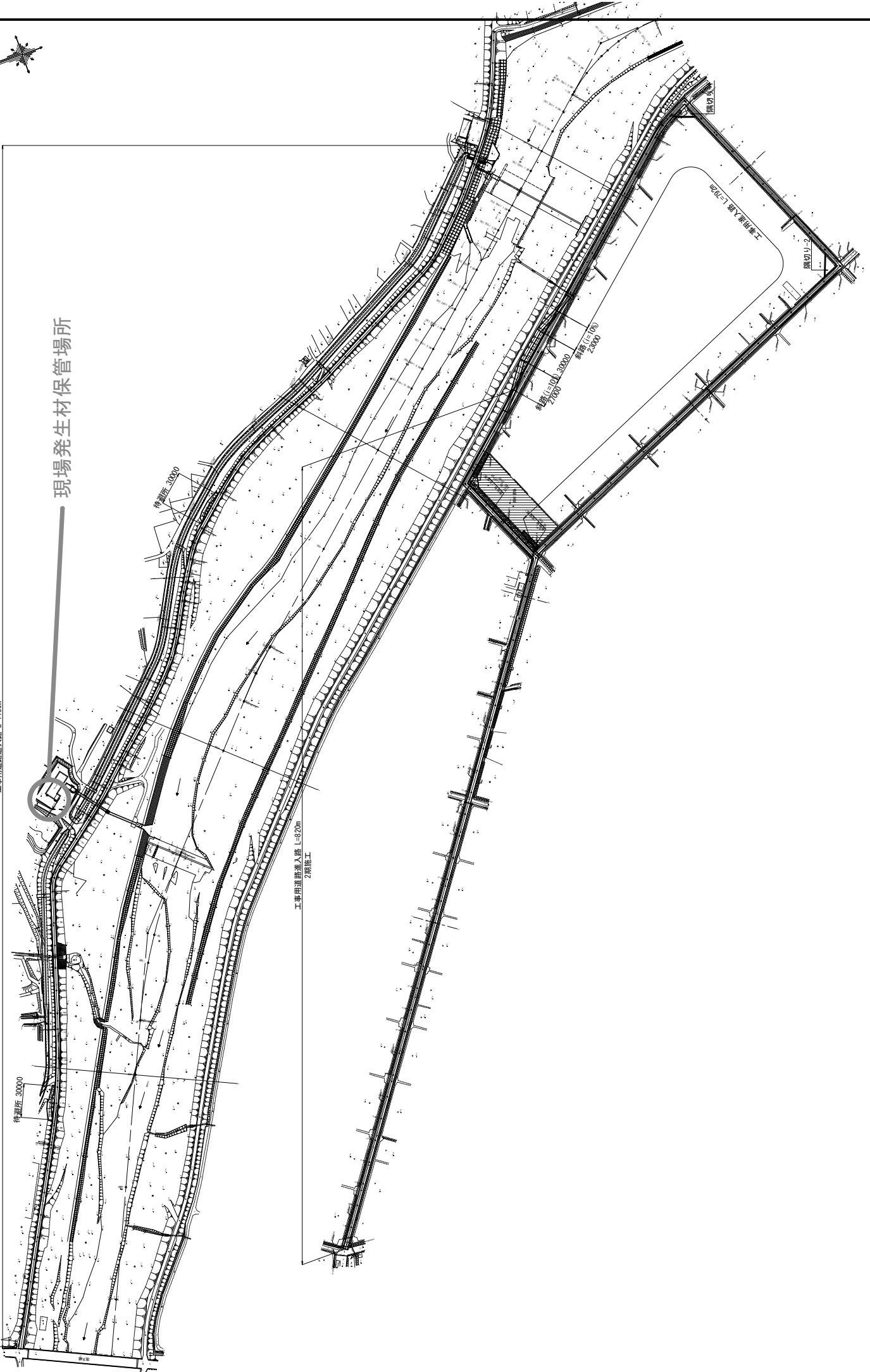
### (1) 河川水位

河川水位は圧力式水位計により計測した信号を受け、遠隔操作盤に河川水位を表示するものとする。

### (2) 取水量

取水口下流の旭川右岸幹線用水路に設置した電波式水位計により計測した信号を受け、遠隔操作盤に取水量を表示するものとする。

現場発生材保管場所



## 別紙－5

### 実績変更対象費に関する実施計画書

費目	費用	内容	計上額	
共通仮設費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用		
	宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用		
	労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)		
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

# 別紙－6

## 実績変更対象費に関する変更実施計画書

費目		費用	内容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通 仮設 費	営繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)			
	小計					
現場 管理 費	労務 管理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

